

障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生への支援に関するガイドライン

本ガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行(2016年4月)にあたり、障害のある学生の高等教育への進学希望が増加している中ですべての大学において果たすべき「役割と責務」が求められることを踏まえ、北星学園大学において障害のある学生及び特別な支援を必要とするすべての学生を対象として「教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指す」という大学のミッション・ステートメント及び建学の精神に基づく支援と取組みを定めるものとする。

[基本原則]

1. 北星学園大学は、本学に在籍する障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生に対して、従前から取組んでいる授業等における情報保障に加え、必要な支援があれば享受できるであろう学生生活を送れるよう合理的配慮に基づく支援を行うことを目的とする。
2. 学長は、本ガイドラインに定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、措置を講ずるものとする。また、大学に求められる支援や取組みの円滑化にむけ、教職員の理解を得るよう努めるものとする。
3. すべての教職員は、本ガイドラインに定める目的の達成のために、支援が必要なすべての学生に対して、可能な限り合理的配慮に基づく教育を保障するよう努める。
4. これまでの取組みを継承しつつ、直接の関係者のみならず学内の教職員及び関連部署が緊密に連携・協力し適宜対応を行うものとする。
5. 円滑かつ効果的な支援を行うために、アクセシビリティ支援室に所属する教職員については、その適性及び配置に関して十分に配慮するものとする。
6. 学生への支援は、入学前からの情報共有も含め原則として本人からの要請に基づくものとするが、教職員個々の気づき及び関係者や関連部署からの情報にも配慮するものとする。
7. 教育スケジュールや成績評価等については、大学が高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような変更や調整を行うことは想定しない。
8. 文部科学大臣による『対応指針』に鑑み、これらの支援が本学にとって合理的配慮の範疇を超えた過度の負担となることが考えられる場合は、アクセシビリティ支援室が判断し、支援の限界があることも含めて障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生にその理由を説明し理解を得るよう努めるものとする。